政令第百三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の十六第一項中「」に係る」の下に「特許権者等（」を加え、「次項、第三項第四号」を「第四項第四号」に改め、「同じ。）」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、同項ただし書中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「権利者」を「特許権者等」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「権利者」を「特許権者等」に改め、同項第三号及び第四号中「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、同項第五号中「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加え、同項第六号中「第三十六条第二項」の下に「（保税地域についての規定の準用等）」を、「第四十条第一項」の下に「（貨物の取扱い）」を、「第四十九条」の下に「（指定保税地域についての規定の準用）」を、「第六十二条の二第二項」の下に「（保税展示場の許可）」を、「第六十二条の八第一項」の下に「（総合保税地域の許可）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「権利者」を「特許権者等」に改め、同項第三号中「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第九号の二」を加え、同項第七号中「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「提出された証拠」の下に「、法第六十九条の十二第四項の規定により提出された書類」を加え、「法第六十九条の十二第五項」を「同条第六項」に、「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項、第四項第二号及び第六項において「権利者」と総称する。）」を「特許権者等」に改め、「当該証拠」の下に「又は書類」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十九条の十二第四項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したことその他の輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類

二　輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類

三　疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類

四　輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類

五　前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類

第六十二条の十七第一号中「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第九号の二」を加える。

第六十二条の十八中「第六十二条の十六第三項第七号又は第四項第三号」を「第六十二条の十六第四項第七号又は第五項第三号」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第四項又は第五項」に改める。

第六十二条の二十四第一項中「第六十二条の十六第三項」を「第六十二条の十六第四項」に改める。

第八十七条第一項第二号中「において」を「（保税蔵置場についての規定の準用）において読み替えて」に改め、同項第三号中「第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、同項第五号中「第七十五条」の下に「（外国貨物の積戻し）」を加え、同条第二項中「同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、同項の」を「同項の物品であつて、同項の」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法」を「特定輸出者（関税法」に改め、「の双方の承認」を削り、「当該特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸入されるもの」に改める。

第十六条の三第十一号中「、第六一一五・二一二号、第六一一五・二一二号又は第六一一五・二九号」を「又は第六一一五・二一二号から第六一一五・二九号まで」に改め、同条第十九号中「同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該」を「購入した同項の物品であつて、同項の」に改める。

第三十四条第三項中「特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者によつて輸入されるものであつて、特定輸出者によつて輸出されるもの」に改める。

第三十九条第三項中「次項」を「次項ただし書」に、「特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されるもの」に改め、同条第四項ただし書中「特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されたもの」に改める。

第五十六条の二第二項中「（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者をいう。）」を削り、「同項第二号」を「関税法第六十七条の三第一項第二号（輸出申告の特例）」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二七一〇・一二号の一の㈡のBの⑵」を「第二七一〇・一二号の一の㈡のBの⑵」に、「第二七一〇・一九号の一の㈠のBの⑵」を「第二七一〇・一九号の一の㈠のB」に、「第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの⑵」を「第二七一〇・二〇号の一の㈡のB」に改める。

第十条の二第十三号中「（第十条の四第三項及び第四項において「ペルー共和国協定」という。）」を削る。

第十条の四第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項ただし書中「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

第十九条の二ただし書中「、令和四年四月一日以後においては」を削る。

第十九条の八第三項中「同表の四の項から二十三の項まで」を「同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」に改め、「、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と」、「欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限るものとし、英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。以下この項において同じ。）及び」を削り、「欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量及び」を削り、同条第四項中「四の項から二十三の項まで」を「七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」に改める。

第三十二条第一項第十四号を次のように改める。

十四　法の別表第一第二七一〇・一二号の一の㈡のB、第二七一〇・一九号の一の㈠のB及び第二七一〇・二〇号の一の㈡のBに掲げる灯油